

## 契約事務における最低制限価格の誤りについて

弊社が入札を行った工事について、最低制限価格の設定に誤りがあることが判明しましたので、下記のとおりご報告します。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

### 記

#### 1 概要

次の工事の入札における落札候補者の決定の過程において、最低制限価格の設定に誤りがあり、本来落札候補者とすべきでない入札者を落札候補者と決定したものです。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 工事件名     | みなと荘4棟外装その他工事                              |
| (2) 入札方法     | 一般競争入札                                     |
| (3) 入札日及び開札日 | 令和3年8月24日                                  |
| (4) 予定価格     | 60,929,000円(税抜)                            |
| (5) 最低制限価格   | (正) 55,073,974円(税抜)<br>(誤) 55,193,655円(税抜) |

#### 2 原因

入札・契約事務等に使用しているシステムの不具合により、誤った最低制限価格を設定したものです。

#### 3 対応

誤った最低制限価格に基づく落札候補者に謝罪のうえ事情を説明し、落札候補通知を取り消しました。現在、真正な最低制限価格に基づく本来の落札候補者と契約手続きを進めているところです。

#### 4 再発防止策

- (1) 職員全員に対して本事案を周知し、関係部署に重ねて注意喚起を行いました。
- (2) システムの不具合について改修を行うとともに、最低制限価格の手計算による再確認を実施するなど、複数職員によるチェックを徹底します。